

申請書及び添付書類について (注意事項)

1 申請書について

申請書一枚目の右上に記入する日付は、本市に申請書を提出する日付を記載する必要があります。添付書類が揃っていない場合は一旦お持ち帰りいただき、再提出する際に、その日の日付を記載してくださいようお願いしております。このため、全ての書類が揃っているか不明な場合は、提出日を未記入のままで来庁し、揃っていることが確認でき次第、その場でご記入いただくことをお勧めします。なお、日付の記入については、申請者本人ではなく、提出にいらっしゃった代理人の方に記入していただくことが可能です。記入上の注意は、別途「申請兼請求書（記入上の注意）」をご覧ください。

なお、本市の補助金は、申請者ご本人が住まわれている居住の用に供する住宅部分に対して補助対象機器を設置した場合に交付されるものです。例えば、1階はお子さんの世帯、2階はご両親の世帯の2世帯住宅の各世帯にエネファームを設置される場合、お子さん・ご両親それぞれで工事を行い、お支払いをしていただければ各世帯で1台ずつ申請ができますが、ご両親が一括で工事を行い、お支払いをされる場合は、2階のご両親の世帯分しか補助金の対象になりませんので、ご注意ください。

2 添付書類について

申請書に以下の(1)～(7)の書類を添付して、提出してください。

(1) 設置に係る申請者と同一名義人の領収書の写し

ア 宛先は申請者のフルネームの記載があること。

イ 領収書の発行年月日が令和2年4月1日（「断熱窓」については令和3年4月1日）以降であること。

ウ ただし書きに、適正な記載があること。（「新築工事費」等も含む）

エ 金額が(5)の「請負契約書等」の記載と一致すること。

オ 複数の設備について申請する場合、それぞれの設備の設置費用がわかること。

カ 原則的には収入印紙の貼られた正式な領収書の写しが必要になりますが、クレジットで決済した場合は、クレジット支払いという記載が領収書にあれば、収入印紙が貼られていないものの写しで構いません。

(2) 型式のわかる書類（保証書の写し）

ア 設置した設備の保証書の写し

（※エネファームについては、エネファーム安心フルサポート証、太陽光発電システムについては、モジュール・パワコンの保証書）

- イ 保証開始日がわかること。
- ウ 型式、製造番号等の記載があること。（申請書、写真との一致が確認できるもの）
- エ 購入者名（申請者名）・販売店の記載があること。

(3) 設置前及び設置後の写真

ア 設置前の写真

- ① 原則的には、設置後の写真と同一の地点から撮影した写真。（何も設置されていない時点でのもの）
- ② 新築工事で補助対象機器の設置を行った場合には、更地の写真や地鎮祭の写真でも可。

イ 設置後の写真

- ① 設備の全景が写っているもの。
- ② 太陽光発電システムの場合は出力対比表に記載されている全パネルの写真。（全パネルの写真がない場合は、設計図も添付）
- ③ 型式、製造番号がわかる写真。（銘板の写真等で、申請書、保証書と一致が確認できるもの）
- ④ 太陽光発電システムについては、家の全景、モジュール、パワーコンディショナー（製造番号がわかる銘板含む）、発電状況がわかるモニターの写真。
- ⑤ 蓄電システムについては、本体の設置状況がわかる写真、製造番号がわかる銘板、蓄電状況がわかるモニターの写真。
- ⑥ 断熱窓については、図面や断熱製品確認書（様式第4号）と一致が確認できる写真。

(4) 納税証明書

- ア 申請者と同一名義人のものであること。
- イ 申請日から1ヶ月と1日以内の発行日のものであること。
- ウ 申請日が、令和3年6月30日までの場合、令和2年1月1日現在、申請者が小金井市在住でなければ、令和2年1月1日に在住していた自治体で発行される、令和2年度の納税証明書（未納のないもの）。
- エ 申請日が、令和3年7月1日以降の場合、令和3年1月1日現在、申請者が小金井市在住でなければ、令和3年1月1日に在住していた自治体で発行される、令和3年度の納税証明書（未納のないもの）。
- オ 上記ウおよびエに該当しない方は、納税証明書の提出を省略できます。

(5) 補助対象機器の設置に係る契約内容が分かる書類（請負契約書の写し等）及びその内訳が記載されているもの

- ① 住宅の工事請負契約書等の写しで、補助対象機器となる設備・工事内容等が内訳に記載されているもの

- ② 契約者氏名（申請者と同一名義人等）及び領収書と同一名義人の社名、設置した補助対象機器の名称等がわかるページの写し
- (6) 住宅用太陽光発電システムにおいては、申請者と同一名義人の電力受給契約申込書の写し（電力会社の承諾印又は承諾欄の記入があるもの）又は電力受給契約に係る電力会社からの案内書の写し及び出力対比表
- ① 電力受給契約申込書の写し（電力会社の承諾印又は承諾欄の記入があるもの）又は電力受給契約に係る電力会社からの案内書の写し
- ア 電力受給契約申込書の写し（電力会社の承諾印または承諾欄の記入があるもの）
- イ 上記電力受給契約申込書の写しがない場合は、電力受給契約に係る電力会社からの案内書の写し（表題「接続契約のご案内」）
- ② 出力対比表
- ア 原則、メーカーから発行された出力対比表。（バーコードのあるもの）
- イ 出荷した相手（申請者と同一名義人）、出荷時の出力、製造番号が記載されているもの。
- ウ 販売店が発行したものでも上記の内容が入っていれば可
- (7) 断熱窓については、改修した窓の設置箇所がわかる図面及び断熱製品確認書（様式第4号）
- ア 図面（平面図等）
- ・窓の設置場所がわかるもの（図面には窓番号を記載してください）
- イ 断熱製品確認書（様式第4号）
- ・図面の窓番号と整合するように記載してください。
- (8) 市長が必要と認める書類
- 上記に記載されている(1)～(7)の注意事項を達成することが困難な場合は、担当までご連絡ください。場合によっては、市長が必要と認める書類を提出することで、注意事項を達成した書類が添付できなくても、申請可能な場合があります。
- また、2世帯住宅などの場合、各家庭に電力が使用されているかを証明する書類として単線結線図等をいただくなど、(1)～(7)の書類が揃っていても、別途市長が必要と認める書類を提出していただくことがございますので、ご了承ください。